

降積雪による労働災害対策の徹底について

青森労働局労働基準部 安全衛生課

青森県内では、本年に入り降雪が継続し、青森市では最大積雪深が一時 130cm に達するなど5年ぶりの豪雪となっており、今後も、降雪、寒冷などの気象条件の悪化が予想されます。

過去に発生した冬期労働災害では、積雪が深くなると、屋根等からの雪降し作業や機械等による除排雪作業での労働災害が多発する傾向にあり、今後の降積雪の状況によっては、これらの労働災害の増加が懸念されるところです。

各事業場におかれては、冬期労働災害防止運動の実施事項に併せ、下記の労働災害防止対策を徹底して下さい。

記

- 1 屋根等高所からの雪降し作業における災害の防止
 - (1) 開口部等がないか、予め作業場所の状況を確認すること。
 - (2) 労働者に保護帽、安全帯を着用・使用させること。
 - (3) 安全な昇降設備を設置すること。
 - (4) 軒先からせり出している雪は、出来る限り地上から除去すること。
 - (5) 雪を落下させる箇所は、立入禁止とすること。
 - (6) 大雪・強風時などの悪天候時には、作業を中止すること。

- 2 機械等による除排雪作業における労働災害防止について
 - (1) 障害物や転落の危険がないか等、予め作業場所の状況確認を行うこと。
 - (2) 作業箇所への立入を禁止し、誘導員を配置すること。
 - (3) 路肩等、転落の危険のある場所には、目印の設置や誘導員を配置すること。
 - (4) 機械に雪等が詰まったときは、エンジンを止めてから対処すること。

- 3 建築物・仮設物の倒壊による労働災害の防止
 - (1) 早めに雪降しを実施すること。
 - (2) 仮設物等は、積雪による強度を検討し、柱や屋根等を補強すること。
 - (3) 積雪時には、仮設物等の点検を実施すること。

- 4 山間部での作業における労働災害の防止について

(1) 雪崩による労働災害の防止

- ア 雪崩の危険場所に休憩場所等を設置しないこと。
- イ 予め作業の中止・退避等を判断する者を指名すること。
- ウ 気象観測機関から情報収集を行うこと。
- エ 大雪又は雪崩注意報・警報時には作業を中止すること。
- オ 下山する場合は単独行動を避け、可能な限り雪崩が発生するおそれのない箇所を通行すること。
- カ 救助、捜索用の器具（スコップ、ゾンデ、雪崩ビーコン等）を携行すること。

(2) 吹雪等による遭難災害の防止

- ア 通行経路等を予め定め、等間隔の目印や通路の整備を行うこと。
- イ 吹雪・濃霧の際は作業を中止し、屋内に退避させるとともに、やむを得ず下山する場合は、単独行動を避け、綱等により離れないようにすること。

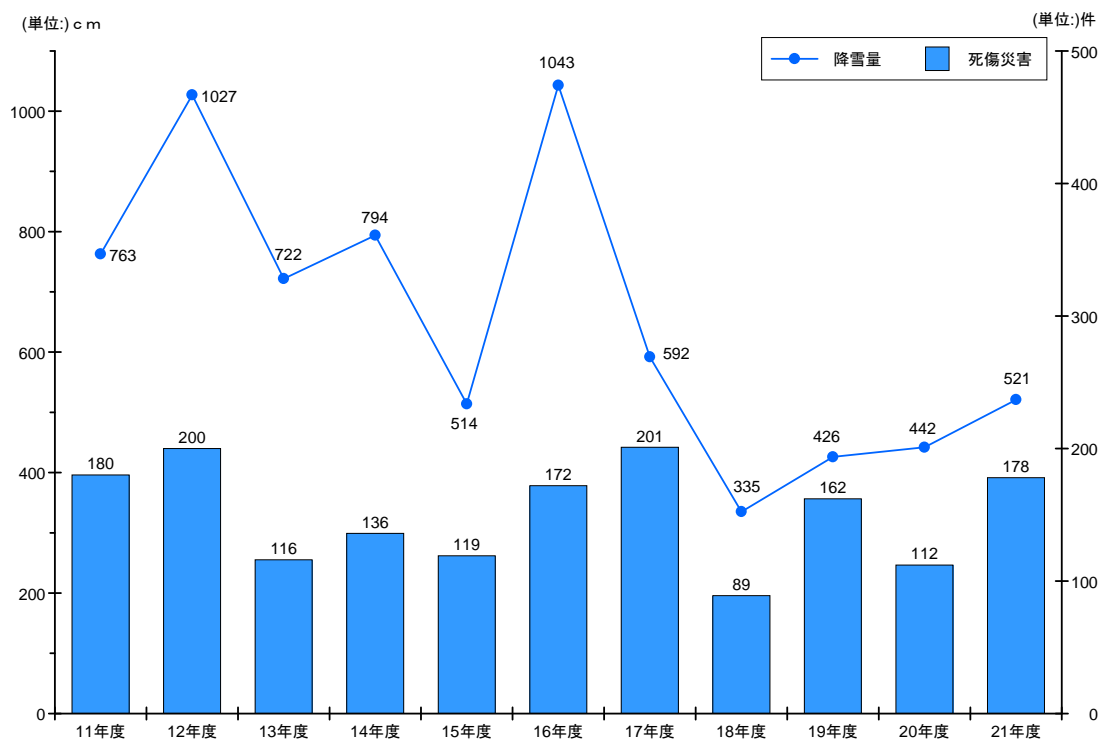
冬期労働災害防止対策の進め方

青森労働局労働基準部安全衛生課

1 冬期労働災害とその対策

青森県内では、冬期間（11月から3月）において、低温や降雪、強い季節風などの冬期特有の気象条件の影響を受けた労働災害（以下「冬期労働災害」という。）が多発しています。

冬期災害の防止対策を進めるにあたっては、それぞれの地域の気象状況等に応じて発生が予想される災害に対し、適切な災害防止対策を講じる必要があります。（表2参照）



注) 1 冬期労働災害件数は、各年度（11月から3月）に青森県内で発生した凍結・雪等の気象条件の影響を受けた労働災害の件数。

2 降雪量（cm）は、青森市における観測記録。

表1 積雪等による地域の区分

積雪による地域の分類	区分
積雪は少ないが、寒冷である地域	I
積雪がある地域 (最大積雪深さが100cmを越える頻度が低い地域)	II
・特に積雪が深い地域 (最大積雪深さが100cmを越える頻度が高い地域) ・山間部での作業	III

(参考) 各地域での過去10年間での最深積雪 (cm)

青森市	弘前市	八戸市	五所川原市	十和田市	むつ市
178	150	61	150	86	92

表2 各地域の区分において発生のおそれのある災害と災害防止対策の例

予想される災害の例	災害防止対策の例	区分
着雪・凍結による足場等からの墜落	<ul style="list-style-type: none"> ・大雪・強風時における悪天候時の作業を中止する。 ・手摺りにさん、幅木等を設置する。 ・出来るだけ梯子以外の安全な昇降設備を設置する。 ・足場へのネット等の設置等により雪の吹き込みを防止する ・滑り難い靴等を着用する。 ・両手に物を持ったまま昇降しない。 	I～III
屋根の雪降り作業での屋根等からの墜落	<ul style="list-style-type: none"> ・大雪・強風時などの悪天候時には、作業を中止する。 ・保護帽・安全帯を使用する。 ・安全な昇降設備を設置する。 ・雪尻は、屋根から除去せずに地上から除去する。 ・雪が落下する箇所は立入禁止とする。 	III
建設機械、荷役機械の路肩からの転落	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の運転は、有資格者を配置する。 ・作業箇所の事前調査を実施する。 ・路肩等が確認できるように目印を設置する。 ・誘導員を配置する。 	II、III
通路の凍結による転倒	<ul style="list-style-type: none"> ・囲いの設置により雪の吹き込みを防止する。 ・除排雪・融雪により積雪・凍結を防止する。 ・滑り難い靴等を着用する。 ・ポケットに手を入れたまま歩行しない。 ・車両からの乗り降り場所を融雪する。 	I～III
地盤の軟弱化による移動式クレーンの転倒	<ul style="list-style-type: none"> ・設置地盤の事前調査を実施する。 ・アウトリガーは最大に張り出しする。 ・積雪・凍結箇所にアウトリガーを設置しない。 ・十分な広さの敷盤を使用する。 ・定格荷重を遵守する。 	I～III
屋根からの雪・氷柱の落下	<ul style="list-style-type: none"> ・雪尻・氷柱は早めに除去する。 ・危険箇所への立入を禁止する。 	II、III
地盤の緩みによる土砂崩壊の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な掘削勾配を確保するか土止め支保工を設置する。 ・作業前の地山の点検を実施し、浮き石等を除去する。 ・地山から離れた箇所に安全通路を設置する。 ・危険箇所に見張り員を配置する。 ・気温を観測し凍結、融解による地盤の緩みを監視する。 	I～III
積雪による建築物・仮設物の倒壊	<ul style="list-style-type: none"> ・早めに雪降しを実施する。 ・積雪による強度を検討し、柱や屋根等を補強する。 ・積雪時には仮設物等の点検を実施する。 	III
除雪機械との接触	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者を配置する。 ・作業箇所への立入を禁止し、誘導員を配置する。 ・誤操作を防止するための運転しやすい服装とする。 ・周囲の作業者に反射チョッキ等を着用させる。 	II、III

吹雪等の視界不良等による重機との接触	<ul style="list-style-type: none"> ・吹雪等の悪天候時には作業を中止する。 ・作業箇所への立入を禁止し、誘導員を配置する。 ・誤操作を防止するための運転しやすい服装とする。 ・周囲で作業する者は反射チョッキ等を着用する。 	Ⅱ、Ⅲ
除雪機械の修理時の巻き込まれ	<ul style="list-style-type: none"> ・雪・氷等の除去時はエンジンを停止させる。 ・予め点検・整備を実施する。 ・取扱者に安全な使用方法等を教育する。 	Ⅱ、Ⅲ
機械への着氷等の除去時の巻き込まれ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として機械の運転中の作業を禁止する。 ・着氷しづらく、除去しやすい構造とする。 ・着氷の除去を自動化する。 ・運転再開時に周囲を確認し合図を行う。 	Ⅰ～Ⅲ
練炭の使用等による一酸化炭素中毒	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として練炭の使用を禁止する。 ・十分に知識のある者から作業責任者を選任する。 ・作業手順書を作成し、それに基づき作業を指揮する。 ・一酸化炭素の危険性や有害性を関係労働者に周知する。 ・関係箇所への立入を禁止する。 ・作業前及び作業中に一酸化炭素濃度を測定する。 ・換気設備による換気を行う。 ・呼吸用保護具を備付け、適正な使用する。 ・緊急時の避難方法、連絡体制・救護体制を確立する。 	Ⅰ～Ⅲ
焚き火などへの可燃物の投入による火災・暖房器具による火災	<ul style="list-style-type: none"> ・焚き火などに灯油・ガソリン等を直接振り掛けない。 ・火気担当者を選任し、終業時の消火状況を確認する。 ・火気使用場所に消火設備を設置する。 	Ⅰ～Ⅲ
スリップによる交通事故の発生 吹雪による交通事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・早めにタイヤ交換を実施する。 ・天候や路面状況を考慮した運行計画をたてる。 ・安全速度を遵守し、十分な車間距離を確保する。 ・急ハンドル、急ブレーキをしない。 ・橋の上、トンネルの出入口、日陰等は速度を落とす。 ・早めの点灯運転を実施する。 ・気象状況や道路状況の把握と周知する。 ・運転者の健康状況や前日の飲酒状況を把握する。 	Ⅰ～Ⅲ
山間部での雪崩の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・雪崩の危険場所に休憩場所等を設置しない。 ・作業中止・退避等を判断する者を指名する。 ・気象観測機関からの情報収集を行う。 ・大雪又は雪崩注意報・警報時には作業を中止する。 ・下山する場合は単独行動を避け、可能な限り雪崩が発生するおそれのない箇所を通行する。 ・スコップ、ゾンデ及び雪崩ビーコンを携行する。 	Ⅲ (山間部)
融雪による河川等での鉄砲水の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・作業箇所の周辺や上流の積雪等の状態を調査する。 ・作業中止基準を作成し、危険が予想される時には、速やかに退避させる。 	Ⅱ、Ⅲ

2 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の取組み

リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性又は有害性を洗い出し、リスク（負傷又は疾病の重篤度と発生可能性を組み合わせたもの）を評価するもので、リスクの大きなものを優先して対策を講じることにより、確実に、効果的に災害を防止できます。

冬期災害の防止対策を進めるにあたっては、除雪作業等の冬期特有の作業のほか、通常作業についても、気象条件を考慮してリスクアセスメントを実施して下さい。

(1) リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の手順

- ① 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
- ② 特定された危険性又は有害性ごとのリスクの見積り
- ③ 見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定
- ④ リスク低減措置の検討及び実施
- ⑤ リスクアセスメントとリスク低減措置の記録

(2) リスクの見積り例（マトリクスを用いた方法の例）

「負傷又は疾病の重篤度」と「発生可能性の度合」をそれぞれ横軸と縦軸とした表に、あらかじめ重篤度と可能性の度合に応じたリスクの程度を割り付けておき、見積り対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生可能性の度合に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積もる方法です。

なお、リスクの低減措置の実施にあたっては、法令に定める事項がある場合にはそれを必ず実施して下さい。

		負傷又は疾病の重篤度		
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
負傷又は 疾病の発 生可能性 の度合	可能性が高いか比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	可能性がほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ



リスク	優先度	
Ⅲ	直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。	措置を講ずるまで作業を停止する必要がある。 十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。
Ⅱ	速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある。	措置を講ずるまで作業を行わないことが望ましい。 優先的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。
Ⅰ	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

(3) リスクアセスメントの実施例

(除雪機による除雪作業の例)

- ① 関係する機械・設備が分かるように作業名を記載して下さい。
- ② 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害の欄には「～なので、～して」+「～になる」のように災害に至る過程が分かるように記載して下さい。
- ③ 既存の災害防止対策には、現在実施している災害防止対策を簡潔に記載して下さい。
- ④ リスクの見積りの欄には、設定している方法により災害の重篤度、発生可能性、優先度を記載して下さい。

①作業名 (機械・設備)	②危険性又は有害性と 発生のおそれのある災害	③既存の災害防止対策	④リスクの見積り		
			災重 害篤 の度	発可 生能 性	優 先 度
除雪機による 除雪作業	路肩が雪で見えないので、接近しすぎて転落する。	路肩に近づきすぎない。	×	△	Ⅲ
	坂道がきつかったので除雪機が転倒して下敷きとなる。	無理な除雪をしない。	×	○	Ⅱ
	エンジンを止めずに回転部に詰まった雪を足で除去したので、回転したオーガーに足を巻き込まれる。	回転部に手・足を入れない。	×	△	Ⅲ



- ⑤ リスクの低減措置案の欄には、④のリスクの優先度に応じて考えられる対策を記載します。
 - ⑥ ⑤の対策案を実施した場合に想定されるリスクを見積りします。
 - ⑦ 対策を実施した日を記載します。
- 残留するリスクについては、暫定措置を実施し、設備の改善等の恒久的な対策を検討します。

⑤リスク低減措置案	⑥措置実施後のリスクの見積り			⑦対応措置		⑧備 考
	災重 害篤 の度	発可 生能 性	優 先 度	対 策 実施日	次年度検討	
路肩にポールを設置する	×	○	Ⅱ	11.00	ガードレールの設置	
融雪装置を設置する。	○	○	Ⅰ	11.00		
エンジンを停止させ、キーを抜いてから工具で除去する。	×	○	Ⅱ	11.00	関係労働者への 反復教育実施	

【ポイント】

- ◇リスクの見積りは、極力複数の人で実施してください。
- ◇見積りのメンバーは作業内容を最も知っている人を参加させてください。
- ◇過去に発生した災害の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した重篤度で見積りしてください。
- ◇見積りの値はメンバーの中で、最もリスクを高く見積もった評価値を出した人からよく意見を聴き、メンバーの納得のもとに採用してください。

3 悪天候時における作業の中止

冬期間には、大雪、低温、強風などの悪天候により災害のリスクが高くなるため、気象情報を活用し、悪天候が予想される場合には、作業の中止や出張、作業計画の見直しをして下さい。

また、観測機器の設置等により気象の変化を迅速に把握できる体制を構築して下さい。

○悪天候時の作業の中止基準等

強 風 ・ ・ ・ ・ ・ 10分間の平均風速が毎秒10m以上

大 雪 ・ ・ ・ ・ ・ 1回の降雪量が25cm以上

※気象注意報、気象警報により悪天候となることが予想される場合を含む。

「法令による悪天候時の作業規制（抜粋）」（強風及び大雪）

作 業 内 容	天 候
高所作業（高さ2m以上）の禁止	強風、大雪
造林等の作業の禁止	強風、大雪
林業架線作業の禁止	強風、大雪
足場・作業構台の組立て作業の禁止	強風、大雪
型わく支保工の組立て作業の禁止	強風、大雪
建築物等の鉄骨の組立て作業の禁止	強風、大雪
木造建築物の組立て等の作業の禁止	強風、大雪
ブレーカーによる工作物等の解体・破壊等の作業の禁止	強風、大雪
コンクリート造の工作物の解体作業の禁止	強風、大雪
鋼橋架設等の作業の禁止	強風、大雪
コンクリート橋架設等の作業の禁止	強風、大雪
土石流危険河川での建設工事の作業における土石流による労働災害防止規程の作成及び規程に基づく措置	融雪時等
屋外の走行クレーンの逸走防止措置、点検の実施（作業再開前） （瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風が吹くおそれのあるとき）	暴風時
クレーンによる作業の禁止	強風
クレーンの組立て等の作業の禁止	強風、大雪
移動式クレーンによる作業の禁止、転倒防止措置	強風
移動式クレーンのジブの組立等の作業の禁止	強風、大雪
ゴンドラによる作業の禁止、点検の実施（作業再開前）	強風、大雪
足場・作業構台の点検の実施（作業再開前）	強風、大雪
地山の点検の実施（凍結の状態の変化（作業開始前））	—
採石作業の地山の点検の実施（凍結の状態の変化（作業開始前））	—

参考資料

〈気象警報・注意報の基準〉

一次細分区域		津 軽				下 北	三八上北	
二次細分区域		東青津軽	北五津軽	西津軽	中南津軽		三八	上北
警 報	暴風（平均風速）	陸上 18m/s 海上 25m/s ただし、海上は東風 20m/s			陸上 18m/s	陸上 18m/s 海上 25m/s ただし、海上は東風 20m/s		
	暴風雪（平均風速）	陸上 18m/s 海上 25m/s ただし、海上は東風 20m/s 雪を伴う			陸上 18/s 雪を伴う	陸上 18m/s 海上 25m/s ただし、海上は東風 20m/s 雪を伴う		
	大雪（24時間降雪の深さ）	平地 50cm 山沿い 75cm						
注 意 報	強風（平均風速）	陸上 13m/s 海上 18m/s ただし、海上は東風 15m/s			陸 上 13m/s	陸上 13m/s 海上 18m/s ただし、海上は東風 15m/s		
	風雪（平均風速）	陸上 13m/s 海上 18m/s ただし、海上は東風 15m/s 雪を伴う			陸上 13m/s 雪を伴う	陸上 13m/s 海上 18m/s ただし、海上は東風 15m/s 雪を伴う		
	大雪（24時間降雪の深さ）	平地 20cm 山沿い 30cm						
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続						
	低温	冬期：最低気温が-8℃以下のとき ※気象観測地点の気温 (ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続)						
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合						
	融雪	融雪により被害が予想される場合						

※警報（大雨、洪水を除く）及び風雪、強風、大雪の各注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。